議第34号

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県医療法施行条例（平成24年滋賀県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第５号中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

付　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。